

平和資料館を「指定管理制度」のもとに置こうとする 埼玉県条例の一部改正(案)の撤回を求めるとともに 平和資料館の充実について要望します

2012年9月20日

「平和のための埼玉の戦争展」実行委員会

実行委員長 田中 照巳

9月24日から開催される埼玉県議会において、埼玉県平和資料館を「指定管理者制度のもとに置くことができる」とする条例改正案が出されます。

埼玉県平和資料館については、入場者の減少などから、これまでも「指定管理者制度」の導入などのうわさはありましたが、このたび突然の提案となり、驚いているところです。

県が平和資料館に対する公の責任を放棄して指定管理者制を導入することには、看過できない重大な問題が多々存在し、すでに県民のなかにさまざまな疑念・懸念が広がっているところです。

「平和のための埼玉の戦争展」実行委員会としての見解を申し上げ、今回の「平和資料館条例の一部を改正する条例(案)」の撤回を強く求めるとともに、埼玉県平和資料館の充実の方途について要望いたします。

(1)

今回の事態について、私たち「平和のための埼玉の戦争展」実行委員会としては、心底驚いています。

なぜならば、私たちのような、埼玉県平和資料館の運営協議会を構成する関係諸団体にも、また県民に対しても、一言の連絡も、相談もなく、館の設立・運営の根幹にかかわる問題を突然・一方的に提案してきたからです。

しかも、県議会に上程されてから採択されるまでの期間がまったくなく、県民が意見を述べたり、口をはさむ余地がまったくないからです。

そのうえ、館設立20周年を前にして、館のあり方が検討されているのか否かについて問いつけた際にも、いっさい今回の措置については明らかにされなかったからです。

こうした経緯を鑑みたと、今回の県当局のやり口は、不意打ちにも匹敵するのではないかと、思わざるをえません。

仮に、今回のようなやり口がまかり通るとするならば、県政運営に対する県民の信頼は地に落ちるのではないのでしょうか。

県民と共に歩むべき県政のあり方からいっても、明らかに問題であると考えます。

手続きの面からみても、今回の提案は「撤回」すべきものと考えます。

(2)

そもそも「指定管理者制度」は、「公営組織の法人化・民営化」としての側面が強く、毎年のようにプレゼンテーションと入札を繰り返し、ときによっては、頻繁に管理者が入れ代わることが想定されています。

しかも、そこに貫かれているものは、効率性であり、集客性と収益性の追求が第一にされることは、幾多の例が物語っています。

施設によっては、そうしたシステムの方がメリットの大きいものがあるのかもしれないという点を譲ったとしても、医療・教育・文化などの分野は、その性格上、本来、行政が直接公的責任を果たすべきもので、「指定管理者制度」にはなじまないとの指摘もあります。

その点では、資料の収集・保存・管理、調査・研究、体験者との信頼醸成、展示・公開のコンセプトの継続性・系統性、「教育」力の発揮などの諸点で、平和資料館のような学習・教育施設の場合、「指定管理者制度」はなじまないばかりか、むしろ逆効果であるといえましょう。

(3)

埼玉県平和資料館は、私たちが1984年に初めて埼玉県下で、県域規模の「平和のための埼玉の戦争展」を開催した際に、当時の県知事・畑和氏に申し入れ、その後の検討をへて、1993年に実現したものです。県民の声・運動を背景にしてつくりあげられた、いわば、県民の「平和への思い」が詰まった貴重な財産ともいうべき施設です。

しかも、資料館には多くの県民諸氏からの2万点をはるかに超える貴重な資料が寄せられています。ここには、県民個人の手では保存・管理が難しい資料を、平和資料館に寄贈・寄託することで、埼玉県が責任を持って保存・管理し、未永く後世の人たちに伝えてほしいとの「思い」がこめられています。それは、再び悲惨な戦争を繰り返させるな、という思いの発露の一つといえます。

こうした経緯を経てつくられた平和資料館だからこそ、運営の面でも、県民の声や思いを少しでも汲みとろうと努め、県内諸団体から委員をだして構成される運営協議会というシステムが導入されてきたのです。

(4)

埼玉県平和資料館は、国内では数少ない公立の平和資料館です。

しかも、広島市平和記念資料館、長崎県原爆資料館などが市立であるのに対し、埼玉の平和資料館は県立です。県立の平和資料館は、当時、沖縄県平和祈念資料館とあわせて全国に二つしかありませんでした。しかも、その多くは原爆被害や沖縄戦など、後世に伝えるべき悲劇の実相が抜きんでて存在し、その地域のシンボリックな施設としての役割も果たしています。

そうしたなかで、埼玉県平和資料館は、それらの地域に比べれば、比較的被害の少なかった

地域、軍事施設も少なかった地域につくられた平和資料館として、異色の存在といえます。

逆に言えば、埼玉県のような地域で平和資料館が設立されるのであれば、それは全国どこにでも設立しうる可能性を広げるものであり、「戦争の悲惨さを知り、平和の尊さを学ぶ」施設が全国各地に広がる先駆をなすものとなったのです。

私たちは、全国に先駆けて県立の埼玉県平和資料館を設置し、かつ運営協議会制度を導入して、県民の意見集約を図る努力をしてきたことを、大いに歓迎し、誇りにも感じています。

(5)

「戦争の悲惨さを知り、平和の尊さを学ぶ」をモットーに「平和のための埼玉の戦争展」を開催しつづけてきた私たちは、「平和は、平和的手段で実現すること」を、一貫して展示の柱にすえてきています。いかなる理由があろうとも、「軍事力の行使や、戦争に訴えることもやむを得ない」というメッセージを送ることはしない、ということに徹してきました。いかなる理由があろうとも、殺人や暴力、窃盗や諷刺、虚偽が許されないのと同様に、許される戦争、やむを得ない戦争もあり得ないと考えるからです。戦争は、最大の人殺しであり、暴力であり、破壊であるからです。とくに、直接の戦闘員ではなく、非戦闘員の方が、はるかに多くの犠牲を強いられる近現代の戦争においては、なおさら問題解決の手段・目的としての戦争や軍事力の行使は、決して許されるものではありません。

いやしくも「平和資料館」を名乗る以上は、いかなる状況下にあろうとも、戦争や軍事力の行使を容認せず、「平和は平和的手段においてのみ達成すべき」ことを頑固に展示するべきであり、その点を貫ぬくところにこそ「平和資料館」の存在意義・存在価値があるのです。

だからこそ、私たちは運営協議会でも、そのことを訴え、展示の充実を求めてきたのです。

(6)

日本は、アジア各地に多大な損害と迷惑を及ぼした第二次世界大戦、アジア太平洋戦争の結果、その反省の上に二度と戦争をしないとの誓いを立て、そのことを日本国憲法にうたい、諸国に宣言してきました。

その心根を真に、国民の共有のものとするためには、「教育」の力が大きかったのはいうまでもありません。埼玉県平和資料館もその文脈の上で構想され、設立されました。だからこそ、平和資料館は「風化しつつある戦争の体験を次の世代に引き継ぎ、県民に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えることにより、平和に対する県民の意識の高揚を図るとともに、平和な社会の発展に寄与する」と設立の趣旨をうたっているのです。

しかし、実際の展示は残念ながら、その趣旨を十分に踏まえたものとはなっておらず、そのため「平和のための埼玉の戦争展」実行委員会では、運営協議会のたびに展示の充実の大切さを提示し、2010年3月には、「『国際平和貢献』の展示計画についての提言」をおこない、平和教育の拠点・センターとして、今日の時代にふさわしい、人々の期待に応えうるような展示

へのステップアップを図るよう求めてきました。年に2回と限られた運営協議会ではありますが、その場でも各委員の真剣な議論をいただき、設立20年を前に、より充実した資料館への歩みを着実に進めてきたところです。

(7)

いま世界では、平和博物館、平和資料館、平和のための博物館・資料館とよばれる施設が増える傾向にあります。

長きにわたる紛争や抗争の結果、二度と再び戦火を交えるような悲劇を繰り返さないようにするためには、歴史の事実をきちんと記録としてとどめ、そのうえで和解と共生の道を歩むためには、前述したように「教育」の力が欠かせないとの認識からです。

この場合「教育」というのは、単に学校教育のみを指すのではなく、広く社会教育をも視野に入れたものであり、その一環として平和資料館・平和博物館も含まれ、大事な存在として位置づけられているのです。それは、幾多の先駆的な博物館・資料館の存在によって、その有効性が実証されているからです。

私たちが、1984年以来、多くの困難にもめげず「平和のための埼玉の戦争展」を毎年欠かさず継続して開催してきたのも、「戦争の悲惨さを知り、平和の尊さを学ぶ」うえで、展示という手法の持つ意味・力は大きく効果的だと考えているからです。そこには、何よりも目で見て、耳で聞いて、実物に触れて、体験者と語りあって、など五感を通じて学ぶ・感じる点で、他の催し、施設などと比べようのない「教育」力があるからです。

(8)

今日、日本をめぐる国際環境は、複雑にして厳しいものがあります。

尖閣諸島の問題では、中国で未曾有の「反日」デモが起きています。

竹島をめぐる「北方領土」をめぐる、険しい対立が顕著になってきています。

それらを背景にして、国内でもナショナリズムを謳歌するうごきが強まり、自衛隊の南西諸島への配備など、軍事的な対応を求める声や行動が目立つようになってきているのも事実です。

しかし、このような「力対力」の対立が、物事を解決する力になりえないことは、幾多の歴史が証明しているところです。

だからこそ、世界では「和解と共生」を基調とする平和博物館・資料館を設立し、紛争の平和解決のための「学びの場」「学びの機会」をつくってきたのです。

その教訓に学ぶならば、いまほど平和資料館が果たすべき役割が大きいときはないと考えます。歴史の事実を真正面から学び、考え、抜き差しならないように見える対立を戦争や軍事力の行使によってではなく、お互いが納得しあえる平和的な解決へと結びつけていく知恵をはぐくみあう場として、平和資料館が果たさなければならない役割は大きいのです。

埼玉県が、行政としての自覚にたって、責任を持って、埼玉県平和資料館の充実に尽力され

ることが、いまほど求められているときはありません。

(9)

「平和のための埼玉の戦争展」は、来年（2013年）で30回目を迎えます。

県民運動として、毎年、毎年多額の資金を集めながら、しかも毎年、新たな資料を発掘し、展示物を作成していくことは多くの困難を要します。しかし、私たちは、戦争体験をお持ちの方が、残念ながら年を追うごとに減っていく…。そうしたなかで、戦争体験を発掘し、聞き取り、記録として保存・管理し、必要に応じて公開・展示などしていく機能・施設はますます不可欠になっていくと考え、「戦争展」を今後とも継続して開催していく決意を固めています。

しかし、一方で、そうした系統的・継続的な作業は、民間の運動に任せている限りでは、必ずしも持続性は保障されないということも、私たちは知っています。

そこには、どうしても公的な関与が求められます。

だからこそ、1984年に第1回「戦争展」を開催したときに、私たちは県立の平和資料館の必要性を訴えたのです。

諸外国では、国が、政府が責任を持って、戦争の悲劇・事実を忘却させないためにモニュメントを建てたり、資料館を建設・運営し、後世に伝える努力をおこなっている例が少なくありません。しかし、日本では残念ながら、国・政府が、その任を負おうとはしてきませんでした。

そうしたなかでの埼玉県平和資料館は、まさに全国に先駆けて実現した金字塔ともいえるものです。

(10)

今日、世界の、「平和のための博物館・資料館」のテーマの潮流は、「負」の記憶を原点としながら、和解・共生・平和の形成へと発展しています。同時に、それらは、国際平和博物館会議などを通じて、他の平和のための博物館・資料館と互いに交流しあうことで発展を図っています。日本国内にも、館同士の交流ネットワークが存在します。

埼玉県平和資料館も、「昭和の」、「埼玉の」という時間的、空間的な制約を取り払い、国内外の最先端の英知を機敏に吸収し、世界的なネットワークの一翼を担うという大きな志を持って発展してほしいと願っています。そして、そこにこそ、公的な機関の使命があると考えます。

私たちは、以上の点から 埼玉県平和資料館を、たとえ管理の一部であろうとも「指定管理者制度」のもとに置くことに強く反対します。

今回の上程案を直ちに撤回することを要求します。

同時に、平和で豊かな21世紀をめざす立場から、「戦争の悲惨さを知り、平和の尊さを学ぶ」施設である埼玉県平和資料館を、今後とも埼玉県が責任を持って、直営のもとで運営されることを強く要求します。

私たちも、埼玉県平和資料館のいっそうの発展のために寄与できるよう全力をあげる所存です。